4　設備は、この附属書に適合するように維持するものとし、また、主管庁の明示の承認なしに、検査の対象となる設備、装置、取付け物、配置又は材料の変更を行ってはならない。これらの設備及び取付け物をこの附属書に適合する設備及び取付け物と直接交換することは、認められる。

5　船舶に事故が生じた場合又はこの附属書の適用を受ける設備の実効性若しくは完全性に実質的な影響を及ぼす欠陥が発見された場合には、当該船舶の船長又は所有者は、できる限り速やかに、当該船舶への証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告する。

第六規則　証書の発給又は裏書

1　第五規則の規定に基づく最初の検査又は更新検査の後、次の船舶に対して証書を発給する。

1.1　他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する総トン数四百トン以上のすべての船舶

1.2　他の締約国の主権又は管轄の下にある水域への航海に従事するプラットフォーム及び掘削装置

2　旗国の主管庁について附属書Ⅵが効力を生ずる日よりも前に建造された船舶は、その効力発生の日の後の最初に予定される入渠（きょ）までに、いかなる場合にもその効力発生の日の後三年以内に、1の規定に従って証書を発給する。

3　証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書をする。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

第七規則　他の締約国による証書の発給

1　締約国は、主管庁の要請があったときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、また、この附属書に適合していると認めるときは、この附属書に基づいて、当該船舶に対して証書を発給するか若しくは証書の発給を認め、又は適当な場合には、船舶の証書に裏書をするか若しくは当該証書の裏書を認める。

2　証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行った主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

3　このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、第六規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

4　証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

第八規則　証書の様式

証書は、付録Ⅰに定める様式により作成するものとし、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。発給した国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

第九規則　証書の有効期間及び効力

1　証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。

2　1の規定にかかわらず、

2.1　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.2　更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.3　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

3　証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて1に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第五規則1.3及び1.4に定める検査であって証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが適宜行われることを条件とする。

4　更新検査が完了した場合において、証書の有効期間の満了の日前に新証書を発給すること又は船舶に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、証書に裏書をすることができるものとし、その証書は、当該満了の日から更に五箇月を超えない期間について効力を有するものとする。

5　証書の有効期間の満了の時に船舶が検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、船舶がその検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにすることのみを目的とする場合において、適当かつ合理的と認められるときに限り、許可される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行ってはならない。有効期間の延長を許可された証書を備える船舶は、その検査が行われる予定の港に到着したときは、新証書の発給を受けない限り、当該延長によっては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

6　短航海に従事する船舶に発給された証書であって、3から5までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

7　主管庁が定める特別な状況においては、2.1、5又は6に規定する証書の有効期間の満了の日から起算することによって新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

8　年次検査又は中間検査が第五規則に規定する期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

8.1　証書に示された検査基準日については、裏書をすることにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に相当する日に改める。

8.2　第五規則によって要求されるその後の年次検査又は中間検査については、新たな検査基準日を用い、同規則に規定する間隔で完了するものとする。

8.3　証書の有効期間の満了の日については、第五規則に規定する検査の最大の間隔を超えないように一以上の年次検査又は中間検査が適宜行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

9　第六規則及び第七規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

9.1　第五規則1に規定する期間内に検査が完了しない場合

9.2　証書が第五規則3又は4の規定に従って裏書がされない場合

9.3　船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新証書は、これを発給する政府が当該船舶が第五規則4に定める要件に適合していると認めた場合にのみ発給される。締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の旗国であった締約国の政府は、移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

第十規則　操作の要件に係る寄港国による監督

1　他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にある船舶は、その船長及び乗組員が船舶による大気汚染の防止に関する船舶における主要な手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件に関して当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員が行う監督に服する。